



## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1. 基本的な理念・目標

#### (1) 貝塚市のまちづくりの方向性

本計画の上位計画である「貝塚市第4次総合計画」（平成18年度策定）では、まちづくりを進めるうえでめざすべき理念として『元気あふれる みんなのまち 貝塚』を、また健康福祉分野における施策の方向を示す都市像として『安全・安心の健康福祉都市』を掲げています。また、平成17年3月に策定した「貝塚市地域福祉計画」では、『ふれあい ささえあい あんしん かいづか』を計画の基本理念として掲げています。

#### (2) 本計画の理念と目標像

障害のある人もない人も、すべての人がともに生きる一人の人間としてその人権が尊重され、障害のある人が自らの生き方を主体的に選び、住みなれた地域社会の中で安心して質の高い生活を営むことができるような、あらゆる面において差別や障壁のない平等な社会の実現をめざしていかなければなりません。

その意味では、国際障害者年（昭和56年）に掲げられた障害のある人の「完全参加と平等」は、今後とも目標とすべき普遍的なテーマであるといえます。また、平成18年に国連総会で採択された「障害者の権利に関する条約」では、社会にあるさまざまな障壁をとりはらい、障害のある人の人権と自由を確保するため合理的配慮義務を認める国際的な合意がなされました。国内においても、平成16年に障害者基本法が改正され、すべての障害者施策の目的は「自立と社会参加」であるとうたっています。

これらの状況を踏まえて、本計画では、これまでに掲げてきたノーマライゼーション、リハビリテーション、バリアフリーなどの理念・目標を受け継ぐとともに、次にあげるような考え方を基本におき、すべての障害のある人の地域における自立と社会参加の実現をめざして、児童・高齢者福祉をはじめ行政各分野における緊密な連携のもとに、総合的・計画的な施策の推進に努めます。

### ◆地域で安心して暮らせる生活支援の充実したまち

障害のある人を取り巻くさまざまな障壁を取り除くとともに、一人ひとりの障害のある人のおかれた状況、ライフステージ等に応じて必要となる生活基盤や支援の充実を図り、重い障害のある人や障害が重複している人を含めて、誰もが地域社会で安心して暮らせるようなまちをつくりまします。

### ◆障害のある人とない人が互いに尊重しあい、支えあうまち

障害のある人とない人が地域社会を構成する一員として、互いに尊重し支えあいながら、差別も偏見もなく、ともに暮らし、働き、学び、憩えるようなまちをつくりまします。

### ◆障害のある人の一人ひとりが輝き、自立した生活をおくれるまち

障害の種類や程度にかかわらず、障害のある人がその有する能力を十分に発揮できる環境づくりを進め、地域社会の中で自立した質の高い生活をおけるとともに、社会参加を通じて自己実現を図れるようなまちをつくりまします。

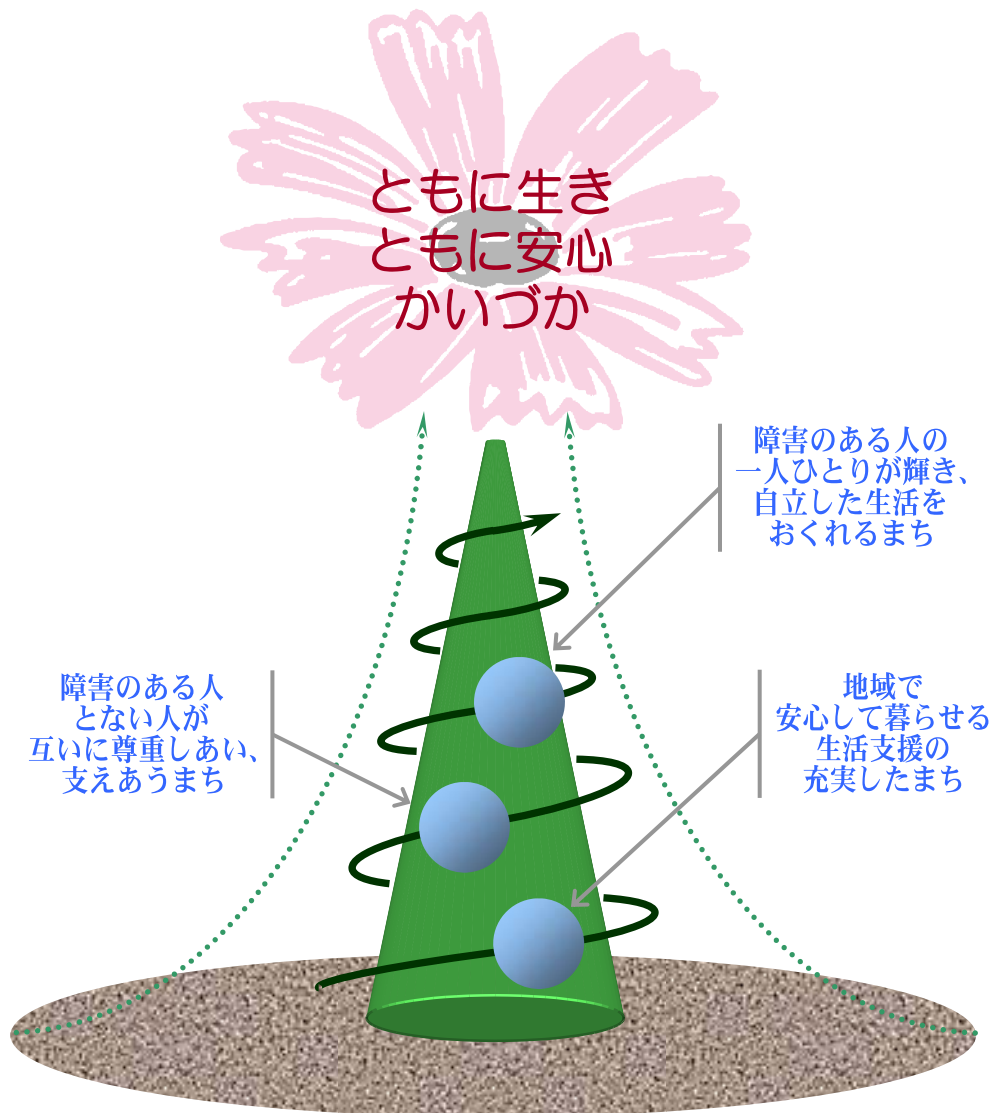
また、地域社会におけるつながりや、温かいふれあいのなかで、誰もが自分らしい生活をおくることのできる共生のまちづくりをめざして、

## 『ともに生き ともに安心 かいづか』

を、本計画の推進にあたってめざすべき目標像として設定します。



第2次貝塚市障害者計画・第2期貝塚市障害福祉計画における基本的な考え方



## 2. 施策展開の基本方向

### ①啓発・交流の促進

障害のある人はもとより、すべての人が「人として自分らしく生きたい」と願っています。このため、誰もが互いに尊重しあい、ともに生活をおくることができるよう、きめ細やかな啓発・広報活動や学校・社会教育の場における共生の教育、障害のある人とない人が日常的に交流する機会の創出などを通じて、障害のある人に対する地域の人々の正しい理解と認識を深めていきます。

### ②保健・医療の充実

健やかで心豊かに暮らすことは、すべての人の願いです。とりわけ疾病や障害のある人にとって、それらの影響を軽減したり、健康を維持することは、自分らしく生活するうえでの重要な課題です。また、人生のいずれの時期に障害をもってても安心して生活できるよう、必要な時期に適切な治療や指導・情報提供等が受けられる体制づくりが求められます。

障害の原因の一つとなる疾病等の予防、早期発見・早期療育・治療を図るとともに、障害のある人の心身の健康の維持・増進・回復を図るため、関係機関と密に連携しながら、ライフステージや心身の状況に応じた保健・医療サービス、医学的リハビリテーション等の充実に努めていきます。

### ③生活支援の充実

障害のある人が住みなれた地域で安心して、いきいきと自立した生活をおくれるようにするためには、障害のある人が自らの生き方を選び、実践できるよう地域をあげて支援していくことが求められます。また、地域において障害のある人を介護・支援している人の負担軽減を図ることも重要な課題です。

このため、障害のある人の心身の状況やニーズを的確に把握し、生涯を通じて一貫したきめ細やかな支援ができるよう、保健・医療・福祉その他関係分野の総合的な連携のもとに生活支援施策の一層の充実に努めます。とりわけ障害者自立支援法に基づくサービスの円滑な実施を図り、サービス利用をはじめ、障害のある人の自己選択、自己決定を支援するため、障害者自立支援協議会を中心に相談支援体制や福祉サービスの充実に努めます。また、権利擁護のための関係機関のネットワーク構築など体制整備に取り組みます。



#### ④教育・育成の充実

障害のある子もいない子も一人ひとりの個性が尊重され、地域でともに学び、育つことは、子どもたちが住みなれたわがまちでともに暮らし、豊かな生活をおくるうえで非常に重要な要素となるものです。

このため、本人・保護者ととともに地域の学校・幼稚園・保育所と特別支援学校、関係機関等の緊密な連携のもとに、障害の状況や特性等に応じて、一人ひとりの個性や可能性を伸ばす保育・教育の推進を図ります。また、社会の一員として主体的に生活を営む力を育成するため、基本的な生活習慣の確立に努めるとともに、本人や保護者の希望をもとに進路相談・指導の実施に努めます。

#### ⑤雇用・就労の促進

障害のある人が地域でいきいきと働くことは、労働による経済的な自立を図るとともに、就労を通じた自己実現の場として社会からの孤立を回避し、社会のなかでの役割や生きがいを見出すうえで重要な意義を持っています。

行政自らが障害のある人の雇用に努めるとともに、各種制度を活用した民間事業所での雇用の積極的な促進、自営業等に従事する人への支援など、障害のある人の就労機会の拡大を図るとともに、就労後の職場定着を支援します。また、一般企業などへの就職が困難な人を対象とする働く場、活動の場の充実など、関係機関とともに多様な形態の就労の場の確保に努めます。

#### ⑥社会参加の促進

地域社会における多様な場に主体的に参加したり、自ら望む場所へ移動し、自由に活動を行うことは、地域で暮らす障害のある人にとって大きな願いであり、これを実現するための仕組みづくりが強く求められます。

このため、外出やコミュニケーションへの支援などを通じて、就労、就学、生涯学習・スポーツ活動、まちづくり活動など、地域で行われる幅広い活動に参加するための条件整備を進めます。またあわせて、障害のある人一人ひとりの個性や能力をまちづくりに最大限に生かしていきます。

## ⑦生活環境の充実

障害のある人が、地域で安全に安心して暮らしていくためには、生活基盤である暮らしやすい住宅の確保や生活空間のバリアフリー化、防災・防犯・交通安全面での障害のある人への配慮などが欠かせません。

このため、障害のある人をはじめとするすべての人が快適に暮らせるよう、住宅や公共施設、道路、交通機関などの環境整備を進めるとともに、地域をあげた防災・防犯対策、支援体制づくりに努めます。